

# 日本ブランドアドバンスオークション規約

## 第1条【名称及び目的】

この規約は、株式会社ギャラリーレアが運営する「NBAA」（以下「当市場」という。）の運営及び古物管理に関する事項について定め、古物の適切な流通に寄与するとともに、参加者が安全に取引できる市場を構築するためのものである。

## 第2条【定義】

本規約にある市場の用語について、その定義を以下に定める。

- (1) この規約において「市場主」とは古物商間の売買の為の古物市場の管理・運営・統制の権限を有するものであり、当市場においては株式会社ギャラリーレアをいう。
- (2) この規約において「会員」とは所定の手続きを経て、市場主より当市の入会承認を得たものをいう。
- (3) この規約において「競り人」とは、当市場が競り売りの方法により売買仲介の業務に従事させる為に指名した者いう。
- (4) この規約において「売主」とは、本規約第6条にある参集資格を有する出品者であり、市場に販売を目的として古物を寄託する者をいう。
- (5) この規約において「買主」とは、本規約第6条にある参集資格を有する落札者であり、市場において古物を購入する者をいう。
- (6) 上記(4)、(5)に該当し、市場へ参加する者を総じて「参集人」とする。
- (7) この規約において「平場」とは開催当日まで出品を受け付ける競上がり方式の市場形式をさす。
- (8) この規約において「大会」とは出品物の送付期限を定め、相当な下見期間を設けた競り上がり方式の市場形式をさす。

## 第3条【市場会場及び開催日時】

当市場は大阪市西区南堀江1-7-4 マルイト南堀江パロスビル6Fを会場とし、その開催日時は原則として毎月10日(平場形式)午前9時30分から午後8時、毎月25日(大会形式)午前9時から午後8時までとする。ただし時間を延長または短縮する場合がある。

## 第4条【下見期間】

平場形式 開催日1日前

大会形式 開催日5日前～開催日1日前

ただし、日時を変更する場合がある。

#### 第5条【取扱い古物の区分】

当市場は主に以下の古物を取り扱うものとする。

- ① 時計・宝飾品類
- ② 皮革・ゴム製品
- ③ 衣類

但し、上記古物の区分において主にインポートブランド品を取り扱う。

#### 第6条【参集資格】

- (1) 所轄の公安委員会が許可した古物商許可証（行商の届出があるもの）を有すること
- (2) 市場主の承認を得て、当市場の会員名簿に記載された者であること
- (3) 上記に加え、会員は暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等、その他これらに準ずるもの（以下、これらを反社会的勢力という）に該当しない者に限られる

#### 第7条【入会方法】

当市場に入会するには本規約第6条の資格を有し、下記①～④を提出し、下記⑤の支払いを終えて、市場主の承認を得る必要がある。

- ① 氏名または法人名、住所または所在地、連絡先等を記載事項とする当市場の入会申込書
- ② 古物商許可証
- ③ 身分証明書
- ④ その他当市場が求める書類
- ⑤ 入会金 30,000円（税別）

#### 第8条【市場入場要領及び参加費】

- (1) 参集人は市場開催日当日、受付にて一人あたり金3,000円（税込）の参加費を支払い、会場への入場承認を得て市場に参加する。なお参加人数は一社につき、2名を上限とする。
- (2) 入場にあたって、参集人は下記を遵守する。
  - ① 古物許可証を携帯する。
  - ② 会場内では、市場主から受領した番号名札を必ず着用しなければならない。

#### 第9条【年度及び年会費】

- (1) 当会の年度は4月1日から翌年の3月31日とする。
- (2) 会員は、市場主の定めた方法により年会費を支払わなければならない。
- (3) 会員は、毎年3月に金10,000円（税別）を支払わなければならない。
- (4) 入会初年度は年会費を無料とする。

#### 第10条【競り売りの要領】

- (1) 市場主がその権限において各売主の出品順を決め、売主はその順番によって、出品物に自ら付した任意の番号順から競り人が読み上げることで競り売りを開始する。
- (2) 落札の意思表示は口頭もしくは挙手にて行い、売買が成立した場合は売主番号、買主番号、出品古物番号、落札金額等を市場運営者が伝票に記載、その記載内容の通りに算することにより取引を終了する。なお、市場主は売主の出品順については一切の異議を受け付けない。

#### 第11条【市場運営費と売買の決済方法】

市場運営費と売買の決済方法については以下のとおりである。

- (1) 買主は市場運営費（落札手数料）として落札金額の8%を市場主に支払うものとする。
- (2) 売主は市場運営費（出品手数料）として別表①に定める手数料を支払うものとする。なお、一定額以上の落札金額で成立となった場合は市場主より売主へキャッシュバックを支払うものとする。（同別表①参照）
- (3) 市場運営費の消費税は、落札金額が内税につき、内税とする。
- (4) 市場での取引は競り売り終了後、すべて現金にて決済を行い、掛売りは行わないものとする。
- (5) 会員は市場主より前受金の支払いを求められた場合、競りの開催までにこれに応じなければならない。
- (6) 市場での取引において、市場主は売主買主間の債権債務について、代位弁済および立替払いを行わない。
- (7) 個別商品の取引は、決済の完了をもってその取引終了とする
- (8) 市場主は決済の円滑化を図るために、売買明細書を発行することとする。なお売買明細書の再発行はしないこととする。

#### 第12条【市場主等の業務及び責務】

市場主並びに競り人の業務とその責務は以下のとおりである。

- (1) 市場主
  - ① 市場を設置し、これを管理統制する。
  - ② 参集人の資格審査及び開催日毎の参集人氏名等を記録する。
  - ③ 競り人を指名し参集人の市場参加を承認する。
  - ④ 盗品、非正規品その他法令に違反する不正な物品またはその疑いがある物が競り売りされていないか監視する。
  - ⑤ 市場において競り人、参集人を指導監督する。

- ⑥ 出品物の点検を行い、取引内容は法令の定める事項従い帳簿に記載する。
- (2) 競り人
- ① 競り売りの方法により、古物の競りを行う。
  - ② 競り売りにおいて、最終落札額と買主である落札者を決定する。
  - ③ 競り売りにおいて参集人を指導監督する。
  - ④ 盗品、非正規品その他法令に違反する不正な物品またはその疑いがある物がないか確認する。

### 第13条【参集人の責務】

売主及び買主の業務と責務は以下のとおりである。

- (1) 売主
- ① 盗品、非正規品その他法令に違反する不正な物品またはその疑いがある物を持ち込まない。
  - ② 市場主の指示に従い、古物を当市場に搬入する。  
10日平場 開催4日前～開催当日午前  
25日大会 開催20日前～10日前まで
  - ③ 市場主に古物の詳細を明確に報告する。
  - ④ 販売に至らなかった物品は、市場終了後速やかに引取り自己の負担において搬出する。
  - ⑤ 上記搬出を怠った場合、市場主はその者に通告することなくそれを処分でき、その処分に要した費用は売主が負担する。
  - ⑥ その他、市場主の監督のもとその指導に従い、本規約を遵守する。
- (2) 買主
- ① 盗品、非正規品その他法令に違反する不正な物品またはその疑いがある物を確認した場合、速やかに市場主並びに競り人にそのことを申し出る。
  - ② 買主は購入した物品の支払いを行ったうえで市場主が指定する期間内に引き取り、当市場から自己の負担に措いて搬出しなければならない。
  - ③ 上記搬出を怠った場合、市場主はその者に通告することなく処分でき、その処分に要した費用は買主が負担する。
  - ④ その他、市場主の監督のもとその指導に従い、本規約を遵守する。

### 第14条【古物に関する保証】

古物に関する保証について以下の事項を定める。

- (1) 売買成立前からすでに明らかであった物品の瑕疵について、買主は売主及び市場主並びに競り人に対し、物品の保証に関する請求はできないものとする。
- (2) 売主及び買主は、売買成立後の買い戻し、返品、値引きについて原則応じられない

ものとする。なお売主、買主及び市場主が合意に至った場合はこの限りではない。

#### 第15条【参集資格の喪失と退会】

- (1) 参集人は第6条にある参集資格を喪失した場合に当市場会員資格を失い退会となる。
- (2) 申し出による退会の場合は、市場主に対して市場開催の1ヶ月前までに書面にてその旨を伝えなければならない。
- (3) 当市場は参集人が以下項目に該当した場合、事前通知なく退会となる場合がある。
  - ① 本規約に違反した場合
  - ② 当該会員の支払債務が規定の日までに決済されない場合
  - ③ 参集人の活動および交流を著しく妨げる行為があった場合
  - ④ 第18条【禁止事項】に該当する場合
- (4) 市場主は退会理由の如何を問わず支払い済みの入会金・年会費は返金しない。

#### 16条【出品物管理について】

出品物について以下事項を定める。

- (1) 市場主は、善良なる管理者の注意をもって出品物の管理にあたる。
- (2) 市場内の出品物の所有権は、競り売り終了後、決済が完了した時点で売主から買主に移転する。ただし、買主の決済が完了し、売主の決済が未了となった場合、当該出品物の所有権は市場主に帰属するものとする。
- (3) 品物の滅失、毀損、盗難等が発生した場合、市場主に故意または重大な過失がある場合を除き、その責任は所有権を有する売主または買主が負うものとする。なお取引は必ず市場主を介し、当事者間の取引は認めないものとする。
- (4) 市場の出品物において、盗品、非正規品その他法令に違反する不正な物品が確認された場合、市場主及び売主並びに買主は、直ちに所轄の警察署に届け出るものとする。

#### 第17条【免責事項】

市場主は以下の事項について免責されるものとする。

- (1) 市場主は、天変地異その他不可抗力により市場が中止、中断、遅延等に至った場合の損害について一切責任を負わないものとする。
- (2) 市場主は会員に対して行った情報提供やアドバイスについて責任を負うものではない。
- (3) 当市場来場に際して、参集人は自動車等の交通手段を利用した場合に発生する駐車料金等を負担し、事故や盗難などの管理事項についても市場主がその責任を負わない。

- (4) 参集人が本規約に違反したことによって生じた第三者への損害について、市場主はその責任を一切負わないものとする。

#### 第18条【禁止事項】

参集人において以下の事項を禁ずるものとする。

- (1) 当市場内において、市場を経由せず直接古物を売買する行為。
- (2) 市場主に許可を得ない営業、宣伝及びこれらに類する行為。
- (3) 当市場内において、他の参集人の権利、利益を損ねる行為。
- (4) 虚偽の申告により参集人となる行為。
- (5) 当市場の会員資格ならびに参集資格を第三者に貸与、譲渡する行為。
- (6) 当市場で知り得た売買に係わる個人情報をも本人の許可なく他者へ知らせる行為。
- (7) 本規約に違反する行為並びに市場主の管理上の指示に従わない行為。
- (8) その他、当市場の諸規約、諸規定及び申し合わせ事項に定める条項に違反する行為。

#### 第19条【反社会的勢力の排除】

会員は、現在暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)、及び下記(1)(2)(3)(4)(5)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約しなければならない。

- (1) 自己または自社の役員が反社会的勢力ではないこと。
- (2) 反社会的勢力に名義を利用させ、当会との取引をするものではないこと。
- (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと。
- (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。
- (5) 当会との取引に関して、自ら、または第三者を利用して次の行為をしないこと。
  - ア 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて当会の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

会員は次の各号の一に該当する場合、市場主から何らの催告もなく直ちに取引に関する契約を解除されても異議は通らず、その場合、全ての債務は当然に期限の利益を喪失し、直ちに履行しなければならないこととする。

- (1) 前項(1)～(4)の確約に反することが判明した場合
- (2) 前項(5)の確約に反する行為をした場合

前項の規定により、本契約を解除された場合、会員に損害が生じても何らこれの賠償ないし補償を求めることはできず、また、かかる解除により市場主に損害が生じたときは、す

みやかにその損害を賠償すること。

#### 第20条【会員ID・パスワードの発行・管理】

- (1) 市場主は会員へ会員(認証)ID・パスワードの発行を行う。
- (2) 会員は当市場公式サイト (<https://nbaa.jp/>) 会員ページを利用することができる。
- (3) 会員は、認証情報の不正利用の防止に努めるとともに、その管理について一切の責任をもつものとする。市場主は、会員の個人認証情報が第三者に利用又は変更されたことによって当該会員が被る損害については、当該会員の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負わないものとする。
- (4) セキュリティ確保の為、緊急の場合を含みいかなる場合であっても、電話や口頭による認証情報の確認又は再発行の請求に応じないものとする。紛失などにより認証情報の確認または再発行が必要な場合、会員は市場主が別途定める方法によりこれを請求するものとする。

#### 第21条【個人情報の取扱い】

- (1) 当社が知り得た会員の個人情報については、当社が別に定める「個人情報保護方針」(<https://galleryrare.co.jp/pdf/policy.pdf>) 及び「個人情報の取扱いについて」(<https://galleryrare.co.jp/pdf/treatment.pdf>)に従い、取扱います。
- (2) 市場主は、会員の個人情報を本人の許可なく第三者に開示しない。但し、官公庁等、法令に基づき開示が要求される場合はこの限りではない。

#### 第22条【品位の保持】

会員は社会道徳を重んじ、以下の行為を慎み、品位の保持に努めなければならない。

- (1) 財産的秩序に反する行為。
- (2) 倫理的秩序に反する行為。
- (3) 自由や人権を害する行為。
- (4) その他、社会的相当性の無い公序良俗に反する行為。

#### 第23条【その他】

本規約の内容の変更については、市場主が必要に応じ予告なくして改定するものとし、当社のホームページ上に掲載した時点で効力を生じるものとする。

以上、古物市場「NBAA」開催にあたり、市場主がこの規約を作成する。

2017年02月25日 施行

2019年09月01日 改訂



別表①

落札金額(税込)	出品手数料およびキャッシュバック率
20,000 円未満	-4%
20,000 円以上	3%
100,000 円以上	4%
500,000 円以上	4.5%
1,000,000 円以上	5%
5,000,000 円以上	6%
10,000,000 円以上	7%

※落札 1 点毎の算出とする。